

中学校編

新潟水俣病が教えてくれたもの

～人間の活動と環境のかかわり～

新潟県

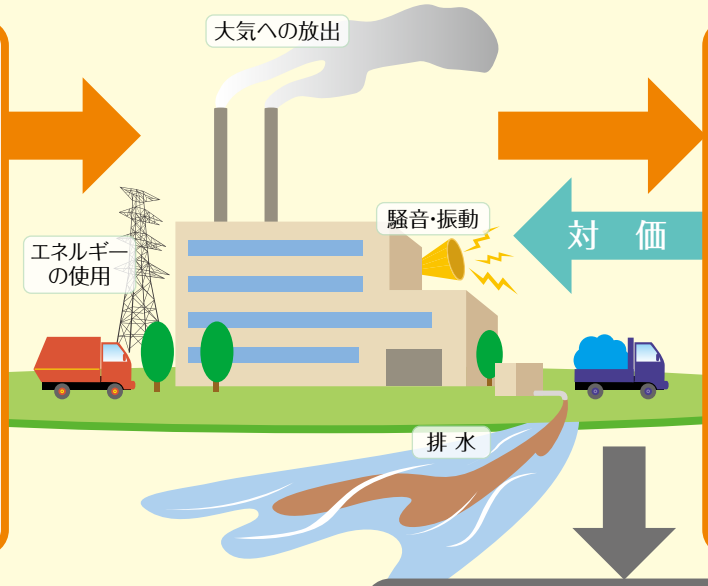


経済活動と私たちの生活

これまで環境に与えてきた影響には、
どのようなものがあるのでしょうか?

インプット

- 資源、水
- 原　材　料
- エネルギー
- 部品・半製品



対　価

アウトプット[有用物]

- 製　品
- サービス

アウトプット[不要物]

製造、運送、販売の過程や、私たちの

環境への影響

大気、水質、土壌汚染　生活環境の悪化　人の健康への影響

「不要物」の発生は、自然や人・動植物

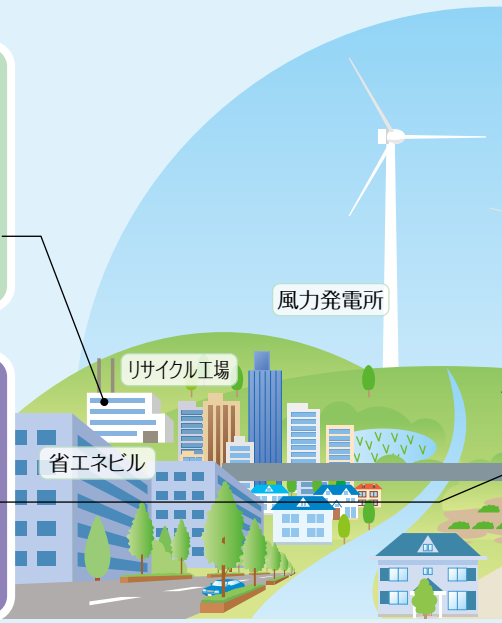


私たちが
考えなければ
ならないこととは、
どのようなこと
でしょうか?

広がる持続可能な社会

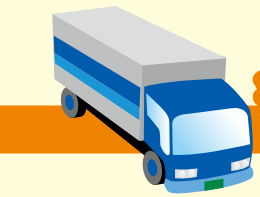






環境とのかかわりを考えよう

エネルギーの使用　運送、販売、購入の過程でもエネルギーを消費します。



運送

対　価

販売店



購入
サービス

対　価

私たちの日常生活

- 食料品
- 日用品
- サービス

排ガス　排 水　廃棄物　騒 音　CO_2

日常生活において「不要物」が発生します。

生態系への影響　天然資源枯渇への影響　地球温暖化

に対して負荷（被害）を与えてしまいます。

環境への負担が少ない生活



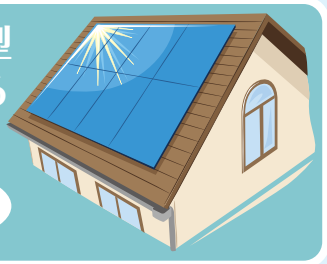
緑を増やして二酸化炭素を吸収!

- 里地里山の手入れ
- 農業



環境保全型住宅による省エネ

- 太陽光パネルによる発電



地産地消で省エネ

旬な
とれたて
野菜



（環境基本法より引用、一部改編）

経済発展の光と影



社会や人々は、何を求めていたのでしょうか？

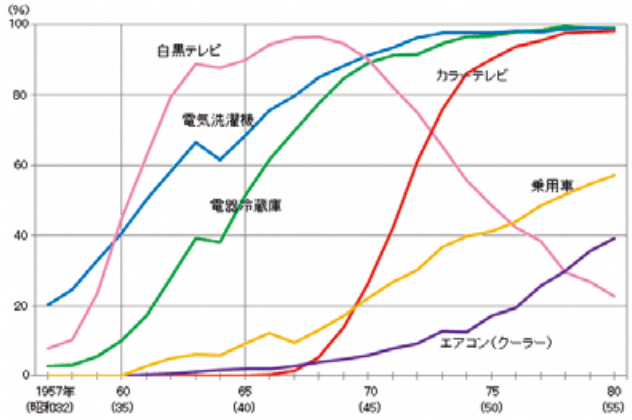
高度経済成長

日本では、1950年代後半～60年代にかけて、重化学工業化が推進され、経済の高度成長を遂げました。社会や人々は豊かさを求めていました。

1950年代前半に戦後復興を完了し、1950年代後半には海外から導入した技術をもとに積極的な技術革新が行われ、新しい産業を興すための生産設備が続々と新設されました。

1960年代に入り国民所得水準の上昇などにより大衆消費社会が出現すると、家庭電気製品等の需要が急速に増大しました。（文部科学省「科学技術白書」より引用、一部改編）

家庭電気製品・乗用車の普及率



（内閣府消費動向調査「主要耐久消費財等の普及率」データをグラフ化）

公害の発生

高度成長の過程で、工場から処理をされずに排出された有害物質により水や大気などが汚染され、健康や命への深刻な被害を及ぼす産業公害が各地で発生しました。

このころの公害の典型は、企業が加害者となり、住民に被害を与えたもので、経済発展に伴って生じたひずみとも言われています。

四大公害病の発生地域



四大公害病

四大公害病	発生時期	被害地域	主な原因	原因企業・裁判
イタイイタイ病	1922年ごろ	富山県神通川流域	カドミウムによる水質汚濁	三井金属鉱業神岡鉱業所 1968年提訴
水俣病	1953年ごろ	熊本県・鹿児島県の八代海	メチル水銀による水質汚濁・食物連鎖濃縮	チッソ水俣工場 1969年提訴
四日市ぜんそく	1960年ごろ	三重県四日市市	硫黄酸化物などによる大気汚染	昭和四日市石油など6社 1967年提訴
新潟水俣病	1964年ごろ	新潟県阿賀野川流域	メチル水銀による水質汚濁・食物連鎖濃縮	昭和電工鹿瀬工場 1967年提訴

※「昭和電工㈱」は2023年に「㈱レゾナック・ホールディングス」に社名変更

ふつうの暮らしの中で起こってしまった悲劇

新潟の阿賀野川流域に住む人たちは、阿賀野川を母なる川と呼び、川の恵みである川魚を食べ、飲料水や生活用水に使い、また、農業用水や重要な交易路として利用してきました。

ところが、阿賀野川とともに、ただ普通に生活をしていた人たちが、ある日突然、公害「新潟水俣病」の被害にあってしまったのです。

新潟水俣病の発生と身体的被害



なぜ、新潟で水俣病が発生したのでしょうか?

新潟水俣病の始まり

水俣病が熊本で1956年に公式発見されてから9年後、新潟県においても阿賀野川流域で水俣病の発生が確認されました。

1965年1月、新潟市の入院患者を新潟大学医学部附属病院で診察したところ、有機水銀中毒の疑いが持たれました。同年5月、新潟大学医学部から新潟県に「原因不明の有機水銀中毒患者が阿賀野川下流域に散発している」と報告がありました。そのとき患者は7人で、既に2人が死亡していました。これが、第2の水俣病となる「新潟水俣病」の始まりでした。

新潟水俣病の原因

原因を調査したところ、阿賀町(旧鹿瀬町)にあった化学工場の昭和電工(株)鹿瀬工場が、メチル水銀を含んだ排水を阿賀野川に流していたことがわかりました。



(写真提供 坂東克彦氏)

昭和電工(株)鹿瀬工場では…

酢酸や酢酸ビニル等の原材料となるアセトアルデヒドを生産していました。(1936年～1965年)
アセチレンからアセトアルデヒド生成の際、水銀化合物を使用し、メチル水銀が副生されました。

なぜ、阿賀町(旧鹿瀬町)に化学工場ができたの…

水が豊富な阿賀野川の鹿瀬発電所の電力を利用でき、近くに原料となる石灰石があり、また、安い労働力を活用できたことなどから化学工場が建てられました。

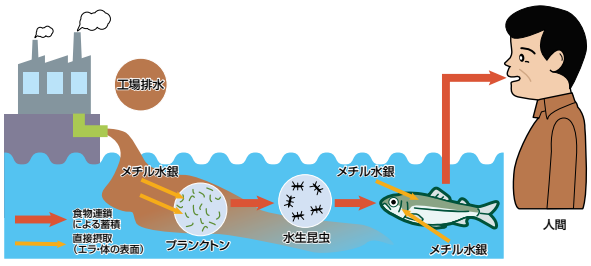
※ 現在、新潟昭和㈱(㈱レゾナック・ホールディングスの子会社)が、主にケイプラパイプを製造しており、排水のpH調整処理など、環境保全に取り組んでいます。
※ 石灰石及びコークスからカーバイドを生成し、これがアセチレンや石灰窒素の原料となります。

メチル水銀の人体への蓄積

水俣病は、工場排水に含まれるメチル水銀が原因となって起こった公害病です。

阿賀野川のプランクトンに取り込まれたメチル水銀は、川魚に数十万倍もの高濃度に濃縮蓄積され、この魚をたくさん食べた人たちが水俣病になってしまったのです。

食物連鎖によるメチル水銀の蓄積



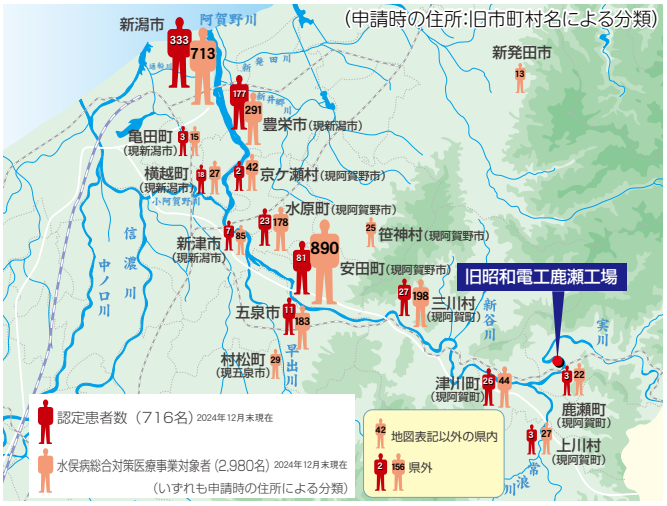
※ 排出された無機水銀が、ある種の微生物によりメチル化され、プランクトン等に取り込まれる場合もあります。

新潟水俣病の被害

水俣病のことを隠して亡くなった人や、知らずに亡くなった人もいると言われ、新潟水俣病の正確な被害者の数ははっきりわかっていません。

体内に入ったメチル水銀は、脳の神経細胞を破壊し、感覚障害(視覚、聴覚等)や手足のしびれ、頭痛、めまいなど様々な身体的な症状が現れ、今でも日常生活で苦しんでいる方がいます。

新潟水俣病被害者の発生状況(2024年12月現在)



公健法による認定患者数716人、水俣病総合対策医療事業対象者 2,980人

新潟水俣病の社会的被害



水俣病には、どのような問題があるのでしょうか？

差別・偏見の恐ろしさ

水俣病が発生した当初は、原因が不明であったことから「タタリ」、「伝染病」と誤解され、地域から孤立することもありました。原因がメチル水銀中毒によるものであると判明してからも、仕事を辞めさせられたり、子どもの就職や結婚で差別を受けたりすることがありました。

どんな差別・偏見があったの…

◆認定申請して認められなかった被害者に対して
「お金欲しさのニセ患者」
「川魚を食べていないのに食べたと嘘を言っている」
◆認定申請や裁判をして一時金を受け取った被害者に対して
「金もらってよかったね。私もなりたい」「水俣御殿を建てた」
「水俣病なら寝ていろ」

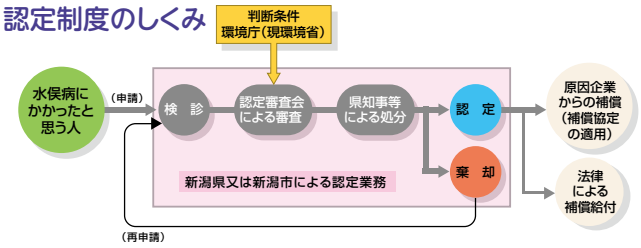
こうした差別や中傷を恐れ、病気を隠し続けて亡くなった人もいると言われています。水俣病は被害者の命や健康を奪っただけでなく、被害者やその家族は、周囲から心ない差別・偏見に精神的にも苦しめられ、地域の絆さえも壊してしまったのです。

水俣病認定のしくみ

「公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）」に基づき、水俣病の認定申請がされると、新潟大学病院での検診（医学的検査）や認定審査会の医学的審査を経て、国の判断基準により水俣病であるかどうか決定されます。

水俣病と認定された人は、公健法による補償か、原因企業との補償協定に基づく補償を受けることができます。

認定制度のしくみ



（環境省「申請・届出等手続案内」ホームページ及び環境庁（現環境省）環境保健部「水俣病その歴史と対策」より引用、一部改編）
※1974年に「公害健康被害補償法」（1987年に「公害健康被害の補償等に関する法律」に題名変更）が施行

新潟水俣病の裁判

新潟水俣病が1965年に公式確認された後、国の原因究明の結論がなかなか出なかったことや、原因企業が「国の結論が出ても従わない」と公言したことなどから、被害者は「裁判によって真実を明らかにしなければ救済と公害根絶の道はない」として訴訟に踏み切り、新潟地裁は、「原因は昭和電工のメチル水銀を含んだ工場排水である」と断定しました。しかし、その後も被害者は、水俣病の認定や補償、第二の水俣病を発生させた国の責任を巡って裁判で争い、それは今も続いています。

裁　判	時　期	裁　判　の　概　要	被　告
第1次訴訟	1967年6月 ～1971年9月	昭和電工のメチル水銀を含んだ工場排水が原因であるとして、昭和電工に補償を求めた裁判 **→1971年、原告勝利、昭和電工の責任が認められた**	昭和電工
第2次訴訟	1982年6月 ～1995年12月	熊本で起こった水俣病を再び新潟で発生させたことの国の責任と、被害者を水俣病と認めて補償を行うことを昭和電工に求めた裁判 **→1992年、新潟地裁で91人中88人を水俣病と認める判決（原告及び昭和電工が控訴）** **→1995年、熊本水俣病訴訟とともに、政治解決により和解**	昭和電工、国
第3次訴訟	2007年4月 ～2019年3月	工場排水の規制を行わなかった国の責任、漁業調整規則に基づく有害物遺棄等の禁止を行わなかったとする県の責任及び有害な工場排水による不法行為に対する昭和電工の責任を求めた裁判 **→2015年、新潟地裁で判決（原告10人中7人を水俣病と認容。国・県の責任は否定。原告及び昭和電工が控訴）** **→2018年、東京高裁で判決（原告2人（8人は別訴で水俣病と認定されたため、訴えを取り下げ）を水俣病と認めず。国・県の責任は否定。原告2人が上告）** **→2019年、最高裁が上告を棄却（昭和電工・国・県の勝訴が確定）**	昭和電工、国、新潟県
ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟（第4次訴訟）	2009年9月 ～2011年3月	工場排水の規制を行わず被害拡大の防止を怠ったこと及び認定基準を厳格化し患者救済を切り捨てた国の責任と、有機水銀を含んだ工場排水を阿賀野川に放出した昭和電工の責任を求めた裁判 **→2011年、和解成立**	昭和電工、国
ノーモア・ミナマタ新潟第2次全被害者救済訴訟（第5次訴訟）	2013年12月～	特別措置法による給付申請の期限に様々な理由により間に合わなかった人や、申請したが非該当になった人などの新潟水俣病阿賀野患者会会員が国と昭和電工に損害賠償を求めた裁判。また、この裁判を通して原告は、水俣病全被害者の救済と水俣病の新たな救済制度の確立を求めている。 **→2024年、新潟地裁で判決（認定された2人を除く45人中26人を水俣病と認める。国の責任は否定。原告及び昭和電工が控訴）** **→2025年2月現在、新潟地裁及び東京高裁で係争中**	昭和電工、国

※上記のほか、「認定申請の棄却処分取消と認定の義務付け」を求める抗告訴訟有り

新潟水俣病の教訓を伝えるために



どのような取組が行われているのでしょうか？

被害者の取組



新潟水俣病被害者の中には、「こんな苦しみは自分たちだけでたくさんだ。子や孫に同じ苦しみを味わわせてはならない」という思いから、水俣病の体験を語ったり、新潟水俣環境賞を設置するなど、公害の未然防止とより良い環境づくりに取り組んでいます。

語り部による伝承

環境に対する意識や人権への理解を深めてもらうため、新潟水俣病被害者としての自身の経験を後世に語り継ぐ「語り部」活動を行っています。語り部のお話は、新潟県立環境と人間のふれあい館で聞くことができます。

新潟水俣環境賞 作文コンクール

次代を担う子どもたちが環境問題に関心をもち、理解して行動することが大切です。

水俣病のような悲劇がこれ以上繰り返されないよう、「身の回りの環境や新潟水俣病」をテーマに、小・中学生を対象にした作文コンクールを実施しています。

※2025年3月現在、新潟水俣病被害者の会及び新潟水俣病阿賀野患者会の会員が取り組んでいます。

行政の取組



新潟水俣病に対する偏見は、いまだ一部の地域の人々に根強く残っており、症状からくる苦しみに加え、精神的苦痛を抱えている方がいます。

そうした偏見や中傷を解消し、地域の再生融和を図ることで、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、新潟県は「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定し、患者さんの福祉の増進、新潟水俣病への理解を深め、経験や教訓を伝える教育・啓発の推進など、様々な施策を進めています。(2009年施行)

条例では、阿賀野川の汚染された魚を食べたことにより一定の症状が出た方を「新潟水俣病患者」としています。したがって、法による認定患者も水俣病総合対策の手帳を持っている方も「新潟水俣病患者」です。「ニセ患者」などの誤解や偏見を生む考えをなくすよう県民一人ひとりの理解を深めていきたいと考えています。

「新潟水俣病地域福祉推進条例」の概要

保健福祉施策	患者さんへの療養や健康管理等に係る負担軽減のための福祉手当や、関係市町と連携して相談窓口や保健師訪問などの支援を行っています。
教育・啓発の推進	環境と人間のふれあい館を情報発信拠点として、研修会・講演会を行うなど、水俣病学習の促進を図っています。
地域社会の再生・融和の促進	阿賀野川流域で、環境資源等を活用したイベントや情報発信を通じ、市民と患者さんとが協働した地域の再生への取組を促進しています。

(「誰もが安心して暮らせるために」新潟水俣病地域福祉推進条例リーフレット)より引用、一部改編)

「新潟県立環境と人間のふれあい館」とは



新潟県は、水俣病の教訓を生かす事業に取り組むため、被害者等の要望を踏まえ、新潟市北区に「新潟県立環境と人間のふれあい館　-新潟水俣病資料館-」を開館しました。(2001年8月)

同館では、新潟水俣病の経験と教訓を後世に伝えるための教育、普及啓発等の取組を行っています。

持続可能な社会を目指して

私たちにできることは何でしょうか?



持続可能な社会とは

現在、地球温暖化は深刻な問題となっています。私たちの暮らし、それを支える経済活動などが原因で引き起こされた地球温暖化は、世界の国や人々が真剣に取り組まなければならない大きな問題となっています。

経済発展と同時に公害や環境破壊がもたらされ、環境問題への意識が高まるなか、国は「環境基本法」を制定し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる「持続可能な社会」の構築を目指しています。(1993 年施行)

環境保全の基本理念(環境基本法)

◆人間は自然の恵みを受け、将来に継承
◆環境への負担の少ない持続的発展が可能な社会の構築
◆国際的な協調による積極的な地球環境保全の推進

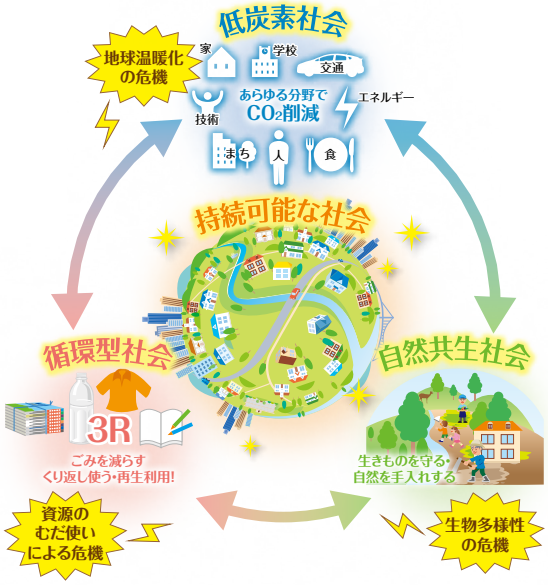
「持続的発展が可能な社会」をつくるためには

国・県や企業だけでなく、私たち国民が協力して進めていくことが大切です。次の3つを組み合わせてつくる「持続可能な社会」は、これから目指す新しい形のエコ社会です。

低炭素社会 エネルギーを節約するなどして、温室効果ガス(CO_2)をなるべく出さない

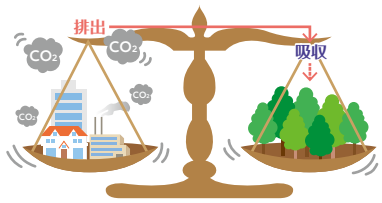
循環型社会 ゴミを削減し、限りある資源を繰り返し利用する

自然共生社会 人と地球の生きものが共に暮らし、将来まで自然の恵みを得られるように自然を壊さない



これから目指すエコ社会(持続可能な社会)

温室効果ガスを減らしながら、便利で豊かな暮らしができる社会にしよう!



経済と環境が両立する社会をめざしていこう!



ごみを減らして、限りある資源をくり返し利用していこう!

3Rって知っていますか?
Reduce ごみを減らす
Reuse くり返し使う
Recycle 再生利用する

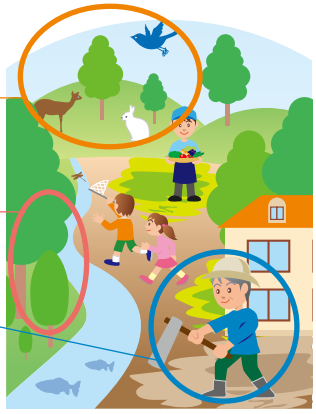


人と地球に暮らす全ての生きものが共に暮らし、将来までずっと自然の恵みを得られるように、
自然はいつまでも大切にしないとね!

生きものを守る
農地や雑木林は、たくさんの生きもののすみかとなっています。

自然の手入れ
里地里山や農地は、人が手入れしないと荒れてしまいます。

持続可能な利用
空気や水、食べ物や木材などの恵みは、豊かな自然が与えてくれます。



(環境基本法より引用、一部改編)

編集者:新潟県教師用指導資料集作成委員会
発行者:新潟県(新潟県立環境と人間のふれあい館ー新潟水俣病資料館ー)

資料中に記載の出典・引用のほか、新潟県「新潟水俣病のあらまし(令和5年改訂)」より引用、一部改編